

## 元禄八・九年飢饉下の弘前藩における牢死について(下)

舘山 誠

### (3) 「貸渡」米とは何か

在郷人別の入牢者の牢賄が、在郷から牢への現物運搬が困難である場合、入牢者は藩当局に貸渡を願うことになる。

馬盗人の番所「脇道」(間道)の案内をした廉で、野内村百姓七兵衛が野内町奉行から吟味を受けていたが、元禄九年六月二十三日、弘前へ引き上げられ弘前牢舎となった一件を検討する。七兵衛は、弘前牢において「拝領賄米」を願う許可されていたが、九月から渡されていないと野内町奉行が藩当局に申し立てる。

一 野内町奉行山本三郎左衛門・堀合安兵衛申立候ハ、同所百姓七兵衛当夏弘前牢舎被仰付候、就夫拝領賄米先達願申上被仰付候処、九月より相渡不申候付、牢奉行方より賄米相続候様と断申来候、七兵衛義御片付ケ不被遊牢舎中御賄拝領奉願之旨申立候付、此度貸渡可申由夫々申渡之(傍点―筆者)(「国日記」元禄九年十月十一日条)

盗馬脇道案内の疑いのある表7―1の♣印の七兵衛(408番)は、六月・七月・八月とおよそ七十日間、判決が下されるまで賄米の「拝領」を許され吟味取調中であつた。この場合の「拝領」の意味が、弘前藩からの牢賄の無償給与だと仮定すれば、「拝領賄米」は、例えば訴人の約束に

及んだ七兵衛に対する藩当局からの褒美と捉えることができる等、様々な仮説にたつた考察の余地がある。しかし、この場合の「拝領」は弘前藩からの無償給与を意味せず、野内村拝借の牢米として、村の返済が義務づけられた「貸渡」米を願ひ出たものと解釈するのが妥当だ。七兵衛は、飢饉下の村は疲弊しており、かつ野内村は弘前から遠所であるため現物運搬は困難であることを十分認識した上で、「拝領」⇨「拝借」⇨「貸渡」を願つたのである。しかし、「九月より」(日付は不明)渡されていないこと、賄米の継続の必要性など、「牢奉行方より」野内町奉行へ要請があり、それを請けた野内町奉行が藩当局へ「拝領」米⇨「貸渡」米の継続の「申立」をした結果、藩当局は再び「貸渡」することに決定した。そのことを藩当局が野内町奉行・牢奉行・七兵衛へ告げたというのである。

この一件で重要なのは、七兵衛が一定期間、「拝領」米⇨「拝借」米を「相渡不申」の状態だったことである。何故牢賄が停止されたのか。この間は重要である。

七兵衛の意を請けた野内町奉行が願ひ、弘前藩当局が許可(「仰付」)した牢賄が停止されるに至るには、事の重大さに見合う程に七兵衛側に

何らかの瑕疵があったか、あるいは藩当局側の牢米給与に関する政策変更があったか、どちらかが想定されなければならない。ただ、野内町奉行の再度の願いにより、藩当局が再び七兵衛に牢賄を貸し渡すことになった経緯を考えると、この事態の原因は七兵衛側の瑕疵にあったと考えざるべきだろう。具体的に言うならば、弘前牢入牢以来、二〜三ヶ月余の吟味がなされたにもかかわらず、七兵衛は藩当局に期待された有効な自白をしなかったこと、「御片付」(判決)まで至らず、藩当局が罪状の確かな自白を未だ得られておらず、以後も得られる見込みがないと判断したことに、牢賄停止の原因があったと考えられる。入牢者は「拝領(貸渡)願」において、藩当局の吟味に協力し、陳べる(嘘を言ったり、事実と異なることを白状することなどを意味する)ことなく、実意ある自白を約束させられたうえで、牢賄を許可されていたと考えられる。しかし、弘前藩当局は、♣印の七兵衛(408番)の吟味においてその見込みを持ってない見切りをつけた結果、賄米の貸渡を停止した。それはまた、藩当局の心証を根拠に事実上の死罪に落着させたと推定されるのである。

さて、七兵衛はこの時点で、通常は牢死⇨餓死・病死の淵に落とされるはずであった。ところが、牢奉行↓野内町奉行↓弘前藩当局の順に、「賄米相統候様」にとの願が廻り、実際貸渡されることになった。一体そこに何があったのか。実は、そこには野内町同心小頭桜庭仁右衛門なる者の周旋があったと考えられる。桜庭は、野内村の盜馬脇道番所の番人でありながら、秘かに七兵衛等と申し合ひ、(盜)馬を通行させていた。後日、それが発覚、七兵衛らと共に獄門に処された仲間であることから

すれば、彼が牢奉行に働きかけたことはほぼ間違いない<sup>(76)</sup>。七兵衛は、弘前牢入牢時から食料などを差入れて貰っていたと考えられ、一年半後の獄門執行まで存えるのである。尚、七兵衛は、弘前牢入牢以来、少なくとも四五人の牢死・死骸片付・取捨に際会していたはずである(表7-1)。表7-1の♣印の90番「彦右衛門」(野内町あるいは青森漁師町居住)は、当一件で七兵衛と同じに弘前牢舎となったが、在牢三八日、七月三十日に牢死している。彦右衛門は、七兵衛に頼まれて脇道案内をしたのであるが、七兵衛や桜庭仁右衛門ら事件関係者を訴人することもなく(あるいは彦右衛門は実際に、仲間ではなく、内情を知らなかった可能性がある)、口聞・拷問に及ばれ、牢賄を許可されず(停止され)餓死・病死した可能性がある<sup>(78)</sup>。表7-1の♣印の408番七兵衛と表7-1の♣印の90番彦右衛門、またその周辺の入牢者を比較してみれば、七兵衛の長期生存は異例であることが一目瞭然である。というより、七兵衛以外の牢死者たちの短期間の死亡ぶりがむしろ異例とされなければならない。ここで再度指摘しておかなければならない極めて重要なことは、弘前藩が「貸渡」す牢賄は、勿論、村や町の負担ではあるものの、実際に「貸渡」す権限は藩当局にあり、牢賄が個々の入牢者の吟味の成り行き次第に左右される許可制だった蓋然性が極めて高いということである。「拝領賄米先達願申上被仰付」たとあるが、「拝領(貸渡)願」のような史料に筆者は出会っていない。あるいは藩当局の口頭による「仰付」であったかもしれぬ。何れにせよ、短期間の入牢の上の多数の牢死現象は、許可制の視点に立つことによって説明できるケースが多いのである。また、許可に漕ぎ着けたとしても、何れ支払うのは入牢者の家族、また村

表6 牢死者の入牢日数

入牢日数	弘前・青森両 牢人数(%)	『御仕置裁許 帳』に見られる 入牢人数(%)
1日～10日	11 (8.9)	2 (1.6)
11日～30日	19 (15.3)	13 (10.5)
31日～60日	29 (23.4)	19 (15.3)
61日～90日	13 (10.5)	11 (8.9)
91日～1年未満	10 (8.1)	48 (38.7)
1年以上	6 (4.8)	19 (9.7)
不明	36 (29.0)	12 (9.7)
計	124 (100)	124 (100)
弘前牢平均入牢日数		67.5日
青森牢平均入牢日数		131.3日
両牢平均入牢日数		80.5日
江戸小伝馬町牢平均入牢日数		229.7日

元禄八・九年「国日記」と『御仕置裁許帳』をもとに作成した。

の当時のものは現存しない)の悉皆調査による牢死亡率の算定に比すれば、その信頼度が落ちる事は否めない。ただ、刑罪の分類区分と抄出において、牢死の観点は考慮されておらず、その意味では牢死者の抄出の不作為が担保され、牢死亡率は相

なのである。ただ、このような牢賄の条件的かつ差別的給与が、元禄八・九年飢饉下だけでなく、平時においてもなされていたかどうか、また、この「貸渡」米に利息が付されていたかどうかは調査が必要である。

#### 四、元禄八・九年飢饉下の牢死の実態

##### (1) 入牢日数

表6は、弘前・青森両牢と、『御仕置裁許帳』より採集した牢死者の入牢日数帯別の牢死員数、また各牢の平均入牢日数を示したものである。『御仕置裁許帳』に掲載された小伝馬町の牢・揚屋・揚座敷の総入牢者数は一六四一人、牢死者数は奇しくも弘前・青森両牢合計と同数の一二人、最多入牢日数は一八四三日、最少入牢日数五日、平均入牢日数は二二九・七日、牢死亡率は七・六%である。『御仕置裁許帳』は「裁判上、後の〔例〕ともなるべき事例」を抄出したものという性格上、牢帳(こ

応に信頼できる。

さて、飢饉下の二年間の弘前・青森両牢の牢死者一二四人についてみる。総入牢者三七九人(表1)、最多入牢日数二年以上(表7-1・2)、最少入牢日数三日(表7-1)、両牢合わせた平均入牢日数は八〇・五日。青森牢平均入牢日数は一三一・三日と比較的長いが、これは入牢者数が少数であること、飢饉以前からの長期入牢者が複数いたことによる(表7-2)。弘前牢の六七・五日は、小伝馬町牢の二二九・七日と比しても、異常さは際立っているが、入牢日数が不明な者を除き、六〇日以内に死亡した者は、小伝馬町牢二七・四%に対し弘前牢六七・〇%、九〇日以内に死亡した者は、小伝馬町牢三六・三%に対し弘前牢八一・八%に上る。本稿(上)に註記(15)したように、入牢日数からみた場合の弘前牢の入牢者は、水分補給のみの絶食状態によって惹起される事態とほぼ同等な様相を呈していると言える。

##### (2) 時疫流行

「国日記」元禄九年二月七日条によれば、時疫流行につき最勝院が祈祷と火難消除の札を百沢寺・橋雲寺に申付けている。また、「国日記」元禄九年二月二十九日条には、「於在々疫病時行候由」郡奉行より申し出があり、「外浜・下之切筋」に町医二人ずつを派遣の予定と記されている。古今東西、飢饉には時疫流行が伴うのが常であり、元禄飢饉においても同様であった。ただ、その時疫が如何なる病であるかは、不明である。牢内においては、以下のような療治がなされたと思われる。

一 牢舎之者病氣<sup>二</sup>而医者に見せ候節者、医者脇差を番所<sup>三</sup>差置、病人牢

屋之内より手を出させ脈取せ可申候、若病氣之品ニ寄左様に難成者ハ  
相伺可任差凶事（『御用格（寛政本）』第十三牢屋之部）

牢死者の中でも、牢内で煩い、医者に診てもらい、薬用を施された者が、四九・二%を占める。煩もせず、医者・薬用も遣わされなかった者は、二五・八%にすぎない（表7-1・2）。

### （3） 自白と拷問と牢死

#### （i） 自白至上主義

自白とは、「自己の犯罪事実および刑事責任を認めること」（『精選版 日本国語大辞典』）であり、「国日記」等の記述では「白状」が同義語として使用されている。『養老令』獄令によれば、『自白は証拠の王』の格言のごとく、自白があれば、裁判の官は、他に人的、物的証拠がなくとも、被告の有罪を決しえた<sup>(80)</sup>。しかし、鎌倉幕府制定の「御成敗式目」や「検断法規」においては、「地頭の検断面での苛政をチェックする」ため、拷問によって責め取った自白の「証拠価値は明確に否定」され、贓物に証拠価値を認め、自白を「支証の一つ」の地位に置いた。それが鎌倉幕府の基本的姿勢であった<sup>(81)</sup>。ただ、当時の地下の生活世界では、盗みに対する過酷な地下検断例が見られたように、自白の証拠力の点では抑制的ではなかったと考えられる。このような一時期をへて、自白は室町幕府法においても重視され、近世江戸幕府法においては偏重されるに至った<sup>(82)</sup>。すなわち、「自白を裏づける人的・物的證據は有罪判決に絶対不可欠の要件ではなく」、「有罪判決には、自白を要し、かつ、自白があれば足りた」<sup>(84)</sup>。これにより以下の二点が結果する。一つは、被疑者の

自白がなければ判決の段階に進めず、そのため「痛吟味」「嚴敷吟味」と言われる責問（牢問と狭義の拷問）が不可避免的に要請されることになる。二つ目は、その一方で有罪を確信させる人的・物的証拠、また共犯者や事件関連の者との供述の符合が得られなくても、本人の自白さえあれば、吟味担当者はさしたる心理的負担もなく、また公儀としての威光も疵付くことなく、吟味・仕置をなしたということでもあった。本人が自らの有罪性を認める供述程、事の実体的真実性を保証するものはないというわけである<sup>(85)</sup>。付言すれば、「今日でも『自白は証拠の女王』であり、そのため捜査官は、いきおい法に違反して自白を取り、それをもとに証拠がためをしたがる」<sup>(86)</sup>のであり、自白の証拠としての威力は依然として人々を惹き付けて止まない。

さて、江戸期の被疑者は、幕藩支配権力を背負った「穿鑿人」に対して、ほぼ裸で向き合わなければならない。まして例えば、自己負罪拒否の理屈などは、吟味の現場において通用しないばかりか、確信犯的に公儀の威光を損じる態度とみられ、嚴科に処されるだろう。江戸幕藩権力は、被疑者保護のための法規範あるいは規範的倫理の衣も剥ぎ取り、御仁恵賦与の対象たる赤子に仕立てた上で、高声の教諭を言い聞かせつつ御赦免あるいは御仕置を執行するのである。

さて、拷問の有無に拘わらず、自己の罪状を自白した者は、処罰される。

ところで、江戸期の人々は、物事に素直で、やった事は正直に白状するという心性を、現代人よりも持っていたなどと仮定できるだろうか。大方は、それこそ命懸けで陳べて（似白状）、自身を防禦するだろう。

その心性は、時代と世界地理を越えた人間の一般的属性である。物証・人証が有効な証拠と見なされず、事犯の落着のために自白とそれに附随する拷問を必須とした幕藩刑事訴訟法（あるいは刑事訴訟法の欠如）こそ、多くの被疑者を長期拘禁し、無罪・有罪の未決定空間（牢舎）に宙吊りにしたまま、牢死へと放下したのである。つまり、幕藩制国家においては、牢死が制度化されていたと言つてよい。

元禄飢饉下の弘前藩の牢における大量牢死の主因の一つとして、極度に貧弱な牢賄や牢の過剰拘禁とともに、江戸時代の刑事訴訟のあり方としての自白至上主義が果たした役割は、格段に大きいと言わなければならない。

## (ii) 不可避の拷問

「国日記」の「口聞」<sup>(87)</sup>とは、被疑者の自白を得るため、口頭尋問（口問）から始まり、場合によっては牢問や狭義の拷問を科する一連の僉議・吟味の過程を指す。被疑者が犯罪事実を認め、「吟味詰り之口書」に押印して、吟味了となり、<sup>(88)</sup>あとは科される刑罰を待つだけとなる。たとえ自己の罪状につき異議をなし自白をしない場合でも、吟味担当責任者は少なくとも「科せられる刑罰に伏する意思を表示した口書に押印せしめ」、すなわち「伏罪」せしめて、「一等減刑」などして「察度詰」<sup>(89)</sup>の仕置をしたこともあるという。入牢後の「口聞」の段階では、吟味担当者による実体的真実追及という本来の目的が差し置かれ、「御威光」や「御体裁」への配慮の方が重視されることも往々ある。被疑者は真犯人のごとく扱われ、吟味の結果釈放されるケースもあるものの、自白を拒む者に対しては、「口聞」が繰り返され、そのため入牢期間が長期に及ぶこと

になり、牢死の可能性も一段と高くなった。元禄八・九年の弘前藩においては「察度詰」の史料は確認できず、むしろ罪状明白にもかかわらず自白しないことから、本罪の獄門から極刑の磔に処せられた事例さえあった（表7-1の×印174番の三九郎）。

弘前藩では、牢問と呼ばれる笞打・石抱・海老責と狭義の拷問とされる釣責を総称して広義の「拷問」と呼んだ。<sup>(90)</sup>本稿でも「拷問」は、広義の「拷問」を意味する語句として使用する。

ところで、『公事方御定書』<sup>(91)</sup>には、「八十三 拷問可申付品之事」として、「一人殺 一火附 一盜賊 一關所破 一謀書謀判」が挙示され、「右之分、悪事いたし候證據に候得共、不致白状もの、并同類之内白状いたし候得共、當人不致白状者」、また、「詮議之内不決、外二悪事分明二相知、其科二而死罪可被行もの」、つまり一件の詮議中に他の悪事が判明し、それが死罪以上に当たる場合、拷問を科すことができた。この場合の拷問とは狭義の拷問、釣責のことであるが、幕府では牢問の「海老責」とともに減多に執行はされなかったと言われる。<sup>(92)</sup>「国日記」元禄九年四月十一日条には、「海老向」の執行を指示する記述があり、これは牢問の「海老責」のことであろうか。いずれにしても、狭義の拷問の執行は、厳格な条件・手続きを課した上でなされるよう規定されているが、「證據分明であるかどうかは擧げて役人の自由裁量に委ねられており、ただ一人の證言だけを頼りに牢問、拷問をなしえたとすれば、少なくとも現代的な観点からすれば、この要件はほとんど被糾問者のために保障として機能しなかったといわねばならない。捜査の必要の前には、『罪科之證據分明』という要件は空文に近かったのである。<sup>(93)</sup>また、「証

扱分明之上は、白状不致筋は無之筈<sup>95</sup>而落命候迄も厳敷責問有之候方と存候」と考えられ、「格外之手荒成儀も無之候ハ、穿鑿人答<sup>96</sup>及問敷候」とあり、「穿鑿人」が被疑者を死に至らしめても、「格外之手荒」なやり方でなければ、被疑者死亡の責任は問われない。この地点は、江戸時代の刑政の特質たる、白と拷問が一体として緊密に結び付いた吟味方法がたどりついた地点であり、ここにおいて、牢死と冤罪がたやすく容認されたのである。

元禄八・九年の「国日記」に明記された「口聞」・「拷問」の数は、弘前牢・青森牢併せて五七人となっている(表1)。そのうち大部分が元禄九年に実行されている。牢死者一二四人のうち、「口聞」の指示が「国日記」に明記された者六人、「拷問」の指示が明記された者九人(表7-1・2)と数は多くない。牢問(「口聞」・「拷問」)は、牢前で行われる(表7-1の45番)こともあれば、家老以下主要な役人出座の上で、「会所」・「評定所」で行われる場合もあった。<sup>95</sup>しかし、「国日記」には記述されない入牢前後の下吟味<sup>96</sup>においては、弘前町内の諸施設ほか、領内の各支配所において、広義の拷問が頻繁に行われたと推測される。

### (iii) 解決策としての牢死

幕末期、評定所留役や目付、奈良奉行の経験をもつ小侯景德は、当時の白と拷問について、左のように答えている。

：問「何か食物を與へぬといふことがありましたか、或は鹽をやらぬとか水をやらぬとかいふ様な事がありましたか」、答「それは決してないのであります、：」、：問「白状しなければ罪に落す事はありませぬか」、答「左様拇印をしなければ拷問を止めぬのであり

ます」、問「拇印をしなければ始終牢へ打込んで置くのでありますか」、答「左様、何うも仕方ありません」、問「年限がありますか」、答「年限はない様であります」<sup>97</sup>

「拇印」とは、「吟味詰り之口書」への押印(爪印)のことであり、これにより被疑者が犯罪事実を認定し、罪状が確定することになる。「拇印」を押さなければ、広義の拷問(牢問)が、繰り返される。白しなれば入牢は長期に及び、牢内の環境、とりわけ牢賄と牢の混雑、牢施設内の人的葛藤などにより、牢死の可能性が高まる。この牢死の事態は、偶然的現象ではなく、吟味過程において白が不可欠とされたことによる様々な不都合・矛盾の、一つの解決策となったと考えられる。

では、解決されるべきは、如何なる事態であったか。

第一は、磔・火罪などの執行に要する人件費・諸材料設備費の軽減、すなわち吟味・仕置・行刑の入用費の側面。例えば、弘前藩の牢死者は、多くが牢屋の付近に埋め捨てられたと推定される。<sup>98</sup>安上<sup>99</sup>がりの極みである。第二は、冤罪の懸念など、吟味仕置担当者らの心理的プレッシャーからの解放の側面。牢死者の大部分は、斬首されずに自然死のような位相で今世から消えたのである。つまり、冤罪の可能性もあった者の牢死は、偶然死のひとつとされた上、藩の刑罪担当者の心理的負荷を軽くする機能を果たしたのである。第三は、白は取れないが心証その他により限りなく有罪に近い入牢者を事実上の死罪として処断する機能が牢死にあったことも否定できない。最後は、統治支配者(公儀)としての責任如何の側面である。例えば、幕府が小伝馬町牢の病人・幼少者などを非人頭支配の溜(浅草・品川)へ移すがごとき、また弘前藩を



番号/記号	人名	住居町村	罪状	判決	積込棟間等	死後入牢	元禄8年													
							12月	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
66	○ 成次郎子兵衛	大野村	火付・殺人の子	火付絞殺	3	取捨	139日													
67	治郎	大野村	殺人	絞殺	3	取捨	不明													
68	助十郎	目黒村	殺人	絞殺	3	取捨	不明													
69	工藤善齋	土手町	扶持朱俵請取	絞殺	3	取捨	80日													
70	徳十郎	猫刈村	殺人	絞殺	3	取捨	不明													
71	* 次郎	目黒野沢村(町人土蔵破り)		絞殺	3	取捨	10日													
72	七郎兵衛	龜田村	不明	絞殺	3	取捨	不明													
73	長十郎	前田屋敷村	殺人	絞殺	3	掛間	不明													
74	* 小次郎	牛野町/小籠子	雪隠・火付	絞殺	3	取捨	19日													
75	太郎兵衛	前田運動場	苗代盗	片付	3	片付	34日													
76	庄三郎	中村	不明	片付	3	片付	不明													
78	角之丞	新田野田村	殺人	片付	3	片付	不明													
79	佐助	藤崎村	殺人	南郡口追放	3	取捨	不明													
80	○ 彦兵衛子徳	鷹野村	火付・殺人の子	火付絞殺	3	片付	163日													
81	長十郎	後藤村/不辨田	不明	絞殺	3	掛間	75日													
82	半左衛門	小島野村	謀殺・毒	絞殺	3	取捨	不明													
83	久三郎	茂葉町	連経茶番宅盗	弘前五里四方	3	取捨	不明													
84	* 長左衛門	土手後町	盗	宇倉御免	1	口間	片付	10日												
85	* 彌八	大保村	盗	弘前七里追放	1	口間	片付	13日												
229	○ 彦兵衛女房	広野村	火付・付種	南郡口	弘前年	生焼り	168日													
377	○ 助右衛門	深田村	庄屋・自決	宇倉・毒高年	弘前年	取捨	149日													
382	▲ 次次兵衛	鷹別村	庄屋	御救不申立	宇倉・御免	弘前年	139日													
436	▲ 薩兵衛	神山村	庄屋	御百徒取	御免	弘前年	急申聞	14日												
86	薩三郎	榑間町	殺人	片付	3	片付	不明													
87	▲ 次左衛門	不作村	茶屋町住者	片付	1	片付	19日													
88	不持右衛門	駒込	茶屋町住者	片付	1	片付	54日													
89	* 釜八	大穴村	町人家へ盗	片付	1	片付	18日													
90	▲ 彦右衛門	野内町	内蔵	宇倉	弘前年	取捨	38日													
408	▲ 七兵衛	野内筋	道案内	宇倉	弘前年	取捨	52日													
91	○ 次郎	独狐村	茶屋町住者	取捨	0	取捨	27日													
93	○ 仁助(次助)	石渡茶屋町	茶屋町住者	取捨	1	取捨	29日													
94	惣次郎	大光寺村	不明	取捨	1	取捨	不明													
96	さる	楯村	不明	片付	1	片付	不明													
96	勘太郎	土里村	殺人・火傷	取捨	0	取捨	29日													
97	▲ 勘三郎	石渡茶屋町	茶屋町住者	取捨	0	口間	取捨	32日												
98	▲ 松右衛門	徳田町	B9と同じ	弘前追放	0	取捨	31日													
100	▲ 弥兵衛	明居村	下人殺害	片付	0	片付	146日													
102	* 仁兵衛	榑間町	盗物(糸)	片付	3	片付	3日													
103	▲ 久兵衛	石渡茶屋町	茶屋町住者	片付	0	片付	48日													
104	* 小七郎	藤越村	似似住	取捨	3	片付	9日													
105	▲ 彌八	石渡村	茶屋町住者	片付	0	片付	50日													
106	* 薩兵衛	栗長町	常(運送・盗品)	片付	0	片付	4日													
107	○ 七郎次郎	後野村	番者(傭り)人身売	片付	1	口間	片付	90日												
108	○ 惣兵衛	小樽村	同上	片付	0	口間	片付	91日												
109	◆ 長三郎	独狐村	茶屋町住者	片付	0	片付	53日													
110	◆ 長吉	石渡茶屋町	同上	片付	1	片付	56日													
111	次郎	坂形三郎屋	火付・盗	死後火埋	3	片付	113日													
112	◆ 盛太郎	石渡茶屋町	茶屋町住者	1	片付	片付	61日													
113	* 五郎兵衛	野内町	芝倉・盗・住者	3	口間	片付	13日													
168	× 助左衛門	龜井村	同上	弘前年	口間	取捨	76日													
169	× 十次郎	龜井村	同上	弘前年	口間	取捨	76日													
170	× 清十郎	龜井村	同上	弘前年	口間	取捨	76日													
171	× 權右衛門	龜井村	同上	弘前年	口間	取捨	76日													
172	× 長三郎	龜井村	同上	弘前年	口間	取捨	76日													
173	× 孫作	龜井村	同上	弘前年	口間	取捨	76日													
174	× 三九郎	茶屋町	同上(盗物不存)	弘前年	口間	取捨	76日													





含めた諸藩が、犯罪人の逮捕・処罰や死骸処理を非人・乞食支配に放下するごとく、牢屋より別の「容器」に移して、前述の第一・第二・第三の諸問題の解決が図られるばかりか、公儀としての公正・公平かつ撫民の責任の一端を別の支配へ移動させ、統治主体自身の責任の希薄化を図るという幕藩体制の統治術をそこにみる事ができる。牢死策も、そのような統治術のひとつであった。荻生徂徠は、役人の役儀についての文脈においてだが、そのような「身にふみこ」まない統治のまなざしを、「下をば他人の如く見る心」、「下をばかたき相手とする心」と批判し、諸民のために「ただめんどうをよく見て、苦し世話」する「民の父母」の「治め」を求めている。

#### (4) 牢死者の検証

牢の本義は、未決勾留のための施設とされるが、牢死者二四人中、「片付」(判決)られたのは、死後判決の者五人、火付縁座の者六人を含む二〇人(表7-1-2)のみであり、他の一〇四人(八三・九%)は、以後も「口聞」が繰り返されるはずの未決囚として牢死した者たちであった(表7-1-2)。

表7-1-2は、元禄八・九年の牢死者二四人と関連の者たちの人名・住居町村・罪状・判決・「病氣・医者・薬用の有無」・「拷問・口聞」・入牢日数・死骸処理・入牢年月日・牢死年月日を一覧にしたものである。

表7-1-2中の記号について説明する。◆印は牢死者の在牢状態を表す記号であり、以下×印は死罪以上の者の在牢状態、△印は領外追放者の在牢状態、▲印は領内追放者の在牢状態、■印は領内追放以上の者

を除いた入牢者の在牢状態、□印は預ケの状態を表した記号である。例えば、表7-1-1の24番、新町の清兵衛は、盗の疑いで元禄九年正月十六日に入牢し、煩のため町医・薬用とも施されたが、判決なきまま在牢三日にして二月二十一日に牢死、死骸は「片付」られたことを示している。以下、牢死者の実態の検証を試みる。

#### (i) 「火付次郎」の火罪

火付の次郎(表7-1-1の山番)について記す。

元禄九年五月八日、浪岡組杉沢村の高無勘三郎借屋の次郎が、大家の勘三郎家に付火し、盗を働いたという事犯。親兄弟の有無、単なる物取りか、意趣・訳ありか、「水のみにて候ハ、其趣」、年付・盗取品、前々よりの徒者か等の書付を飛脚便で江戸へ差し登らせた。弘前牢舎の次郎は、八月大病に罹り、藩当局は町医も取替え、薬用も申渡し回復に努めたが、九月二日病死。九月三日、死体を舂に載せ町中引渡、取上において「火あぶり」に処された。在牢日数二三日。「火付次郎儀御国元申付候様」と御老中様より被仰渡「たのである。このことから判断すれば、火罪執行は弘前藩の自分仕置権を越えており、幕府に伺いをたてるべき仕置であった。したがって、幕府から委任されて藩が執行する形式になっているのである。ただ、元禄八・九年の領内では、他にも火付の事犯が出来しているが、獄門に処された例もあり、必ずしも火付がすべて火罪に処されているわけではない。藩当局は、次郎の病氣療治について、わざわざ「国日記」に詳細に記している点、また他の牢死者に比して長く生き延びてきた点(表7-1-1)から見ても、藩当局が牢賄や療治等において次郎を特別に優遇していた。火付次郎の火罪執行は、大公儀

(幕府) 案件であつたことによる。

## (ii) 火付・殺人の縁座

表7—1の○印の九人は、木造新田で親子三人を殺害・火付の科で相野村で「火あぶり」に処された李兵衛(151番)・長次郎(152番)の二人(元禄九年五月十二日執行)と、縁座した女房・子供達七人である。

縁座については、「時習大概」の「乾十四 罪科之者妻子御仕置大概」に、

一 火刑磔獄門ニ被處候罪科之者之子共ハ可爲死罪、但、十五歳より已前にて惡事にたつさはり不申、旨趣をも不存候ハ、僉議之上十五歳迄預置、其後遠嶋可申付事、(略)

一 火刑磔獄門死罪に被處候罪科之者之妻并女子、惣而女親類ハ御構も有之間敷候、但、右之者之妻并女子其外親類にても其品により奴に可申付事、

右者、御仕置之大概ニ候、到其時可被伺候、爲心得申達候、

とあり、平松義郎は、これが元禄五年、評定所への令であると推定している。<sup>(106)</sup> 右の規定からすれば、火付の男子勘太(34番)・辰(56番)・松兵衛(66番)・徳(80番)の「子共」四人は、父親に縁座して死罪あるいは遠島に処せられる筈の者たちである。ただ、長次郎女房(50番)・李兵衛娘うま(63番)・李兵衛女房(229番)の「妻并女子」三人に関しては、構いなしに、奴に与えられて然るべき者たちであるが、弘前藩当局は李兵衛女房(229番)を除き二人を牢死に処したのである。

表7—1を見る限り、勘太を除いた○印の八人は何れも一〇〇日以上在牢し、他の牢死者に比して、牢賄等につき藩当局より格別に配慮され

ていたことは一目瞭然である。牢死日の同時性もないことから、拷問死の可能性は低い。火付・殺人犯の「火あぶり」と縁座の者に対する藩当局の対応は、前述の次郎(111番)の「火付」(火罪)同様、幕府による仕置監察を意識した結果であると考えられる。やはり大公儀案件なのである。さらに付け加えるならば、勘太(34番)と犯人とされる李兵衛(151番)・長次郎(152番)を除く五人は、元禄九年五月十二日の「火あぶり」執行前後から、藩当局によって特別の配慮を解く措置が開始され、五十数日をかけて五人は餓死・病死に至つたと推定可能な死亡状況である。ただこの火付一件で幕府に何を立てた記録は、「国日記」には見出せない。生き残つた李兵衛女房(229番)は、夫の処刑、子供らの死を見聞きしつつ、李兵衛子徳(80番)・李兵衛女房の実子か)の死を最後に、七月十一日、在牢一六七日で出牢・南部追放となっている。その体力はあつたのか、疑問は尽きない。<sup>(107)</sup>

## (iii) 「津軽之三庄大夫」の死

元禄九年五月、多くの者の餓死・病死が陸続と進行していた外ヶ浜地域で、表7—1の◇印の二人、後潟村七郎次郎(107番)・濱松村(あるいは小橋村)惣兵衛(108番)は、後潟組の一七歳から二三歳の若者男二人・女七人を騙し、船で南部へ連れていき奉公させて余銭をとつたという科で、弘前牢舎となつた。地元には、材木・米穀・鉄など物資の積出・積入や漁業の基地蟹田湊があつた。南部盛岡藩領の下北半島は、指呼の間であり、現在は定期便船が舟航している。「国日記」はこれを「南部<sup>(108)</sup> 二面者人入用ニ候ハ、津軽之三庄大夫を頼候様ニと申由」と南部盛岡藩への敵愾心を記し、「口聞候之処兩人共南部江人を連参売候覚無之由申付」、

南部へ調査にも向かわせたが、二人は九〇日余入牢して、一日違いで死亡している。死骸は二人とも「片付」にされた。

幕府評定所一座の申し合わせによれば、吟味中の牢死や溜死の者の死骸の処理について、本罪が死罪・遠島以上の者は「死骸取捨」、下手人・重追放以下の者は「死骸取片付」とすることになっている。弘前藩も「国日記」にはこの時期死骸処理の一項を入れている(表7-1-2)。

弘前藩は、新田開発のため人寄役を他領に派遣し、大量の人手を領内に招いて成り立っている藩であることを考えれば、飢饉下、最低限の救米も給与できず、寝臥せたまま餓死していく家族や村人を目の当たりにして、若者たちが外ヶ浜の地理上の利を活かして、湾を横断して南部領へ渡る動きはむしろ自然な動向と言える。◇印の二人(107番・108番)は、死亡の同時性もあることから、拷問死と考えられる。

#### (iv) 盗賊と徒者への藩当局の対応

表7-1-1の◆印・×印・▲印・■印・□印・●印の者について、詳細に検討してみよう。

元禄九年七月七日朝、徒頭大湯彦八と新設の盗賊改役は、町奉行や諸手物頭と連携を図りながら、足軽二〇人を動員して、同年七月五日晩、糠坪村庄屋所に盗に入った盗賊を集団捕縛し、三二人を入牢させた(後日逮捕・入牢の者一人を含む)。◆印の九人は牢死した者、×印の八人は自白(一人は自白なし)し、磔、獄門に処された者、▲印の二人は訴人して出牢を許された者、■印の一〇人は牢舎赦免となった者、□印の二人はいわゆる誤認逮捕の者、●印の三人は夫に縁座して村預ケの上所追放となった妻たちである。

『公事方御定書』の「五十六 盗人御仕置之事」の中に、「一人を殺盗いたし候者 引廻之上 獄門 一 盗可致と徒黨いたし人家え押込候者 頭取 獄門 同類 死罪(従前々之例)」とあり、盗罪の極度刑は「引廻之上獄門」である。この件では人を殺してはいないが、徒党して押込んだこと(「大勢盗入たる科」)、「国日記」元禄九年九月二十一日条)が犯罪の主たる構成要件となる。後日逮捕の久兵衛(×印の187番)と●印の女房三人を除き、三〇人が入牢して繰り返し厳しい吟味を受けたと考えられる。◆印の九人のうち弥三郎(97番)だけが「口聞」と記されているが、他の八人も当然「口聞」と広義の拷問が行われたはずである。

元禄九年九月十九日、家老の津軽鞆負・御用人・大目付・郡奉行・町奉行・勘定奉行・御近習小姓四人も含めて計一四人が出座し、会所において約六時間に及ぶ「口聞」が行われた。情報源は、約二ヶ月半にわたる下吟味から得た被疑者たちの申口と、目明源十郎や▲印の訴人孫右衛門らの申立と考えられる。その結果、×印の六人が自白、「吟味詰りの口書」に爪印したと考えられ、また■印の一〇人は、目明源十郎と訴人孫右衛門に引き合わせ、「盗人」や「徒者」ではないことが確認された。三九郎(×印の174番)は、最後まで自白しなかった。孫右衛門(▲印の420番)は、自分の罪状を白状しかつ同類の訴人を申し出たことにより本罪赦免、家老の鞆負は「早速繩をゆるし町屋へ預ケ」るよう申付けた。

元禄九年九月二十日、寺社奉行以下四役が出座して、判決が下された(「申渡」)。■印の一〇人は、「盗人共相知候付御赦免」、つまり「盗人」は×印の七人であることが判明したので、「御赦免」になった。□印の二人は「其辺罷在候故召捕牢舎」となったのであり「申分ケ相立御赦

免」となった。

元禄九年九月二十一日、×印の六人に「大勢盗<sup>三</sup>入たる科」により、引渡獄門が申し渡された。三九郎（×印の174番）は、「親介左衛門同道<sup>二</sup>罷越候段、親并同類白状候得共、達<sup>而</sup>不存候と申候科<sup>二</sup>より磔」が申し渡された。証拠分明でありながらの自白の拒否は、支配権力の御威光を疵付けお上に対する意趣（怨恨）を現前させたと捉えられたのである。

元禄九年九月二十二日、▲印の三右衛門（421番）は、牢舎御免、町預ヶとなった。本人が、口書において老いた母への恩愛の情を述べ、かつ領内の他の徒者の訴人を申し出たためである。

元禄九年九月二十三日、●印の三人（獄門刑の男の妻たち）は村預ヶから所追放に処された。×印の久兵衛（187番）は十月になって逮捕され、十二月に獄門が執行されて、この一件は落着した。

しかし、この一件における藩当局の真の狙いは、糠坪村庄屋所盗入を口実に、むしろ石渡茶屋町<sup>⑩</sup>に溜った「徒者」の一網打尽にあったと考えられる。盗賊として獄門に処された×印の六人は、全員糠坪村の住居人であり、盗人ではないことが判明し赦免となった■印の十人は、全員が石渡茶屋町の住居人である。

ところで、問題は◆印の九人の牢死者である。彼らの居住地（あるいは出身地）を見ると、◆印の次左衛門（87番）と次郎（91番）と長三郎（109番）以外、◆印の六人は全員石渡茶屋町が居住地である。次郎（91番）と長三郎（109番）の住居地独狐村は、石渡村の隣村であることを考えれば、次左衛門（87番）を除く◆印の八人は、むしろ赦免となった■印の十人のグループに近い。つまり、糠坪村の盗賊ではなく、「徒者」

として狙われた者たちに他ならない。

「国日記」の◆印九人の死亡記事を検討したところ、「科人」と冠されていたのが久兵衛（103番）と清八（105番）、「徒者」と冠されていたのが甚太郎（112番）<sup>⑩</sup>で、他の六人については「籠舎之内独狐村次郎」に見られるように罪状に関わるレッテルはなかった。「病死」と記されているのが三人、「兼而相煩相果」たのが一人、他の五人は「牢死」とある。

注目すべきは、牢死した◆印の九人は七月六日からそれぞれ在牢日数一九日・二七日・二九日・三二日・四八日・五〇日・五三日・五六日・六一日におよび、平均約四一・七日間入牢し、×印の七人の磔・獄門執行前に牢死していることである（表7-1）。×印の磔・獄門の七人は、入牢日数七六日間、▲印・■印・□印の赦免出牢の一四人は、入牢日数八三日間。彼らは、生きのびられる程の牢賄と中には差入も受けていたと思われる。本稿（上）の「はじめに」の註記（15）の知見に照らしても◆印の九人は、牢賄を受けていたかどうか極めて疑わしい。

さて、◆印の九人とは対照的に出牢を許された表7-1の◆印の三人（377番・382番・436番）は、庄屋としての職責に悖る行為をした科で、藩当局によって、刑罰として入牢させられた者たちである。◆印の三人は、それぞれ一四九日、一三九日、一四四日と、何れも二月中旬に入牢し、七月十一日出牢しているが、表7-1の他の者に比して遙かに長く入牢し、牢死することもなかった。牢賄が確実に現物運搬ないしは貸し渡され、差入れ分もあつたと考えられる。

◆印の九人と◆印の三人の命の終焉と相続につき、病気など外的条件など偶然的理由によらない弘前藩当局による差別的牢賄の支給（不支給）

が実行されていたのは確実である。前述の野内村盗馬脇道案内の♣印の七兵衛（408番）の例では、吟味が繰り返されても有効な自白の可能性が低いとみられた時に、藩当局によって牢賄が停止された蓋然性は高いと述べたが、◆印の九人の入牢日数が水のみ摂った場合の生存日数と同等との理解も可能であり、×印の七人の磔・獄門執行前に一人残らず牢死していることから判断すれば、彼らは▲印の訴人孫右衛門や目明源十郎らの供述から、牢死へのコースを辿るべく予め決定されており、勿論有効な自白もなかったが故に牢賄が給与されなかったと考えざるをえない。『旧事諮問録』では、幕末期の幕府の役人経験者が入牢者に食物や塩や水をやらないことは、決してないと自信を持って述べている。公儀が公儀として存在するためには、越えてはならない一線があると、ノブレス・オブリージュたる士分層の矜持を誇示したかに思える。だがこれについては、江戸小伝馬町牢等の実態が、むしろ越えてはならない一線の不・存・在・を、あるいは「身にふみこむ」当事者としての責任意識の欠如を客観的には語っているように思われる。

元禄九年九月十九日の藩当局による最終的な「口聞」の前に、町同心・足軽目付・目明らによってなされた逮捕・下吟味の段階で、すでに自白をした×印の七人（一人は自白を拒んだが）は、自白の時点から刑執行までの期間、牢賄を給与されていたと考えられる。◆印の九人は、当初から藩当局によって狙われた「徒者」として、訴人や目明とこの件に関係した盗賊の供述を突き合わせ、自白はとれなくても、同類の供述と吟味担当役人の心証などを待みに、事実上の死罪として、藩当局による拷問と牢賄の不給与が執行されたと推定される。尚、◆印の九人を除

いた入牢の二二人の牢賄や糠坪村に預けとなった女房三人の賄や番人の費用は、人別地の村々や町賄で果たして負担できたであろうか。

#### (v) 明らかな拷問死

一 喜兵衛と申者昨亥之刻常小屋賄所之壁破盗に入候を見当致縄下置候由、右喜兵衛儀今十三日之夜も盗に入品々盗取、染屋兵次郎借屋之兵三郎に売候由、常小屋役人申出之、右盗人籠舎可申付旨申渡之（『国日記』元禄九年八月二十三日条）

一 盗人東長町喜兵衛牢死之由町奉行申出之、目付見分之上死骸片付候様可申付旨申渡之（『国日記』元禄九年八月二十六日条）

この史料は、\*印の喜兵衛（106番）について記述されたものである。弘前藩の常小屋に二回にわたって壁を破り盗みに入り、盗品を売ったということであれば、すでに死罪以上の重罪に値する犯罪である。下吟味の穿鑿人は安心して拷問（牢問）することができたであろう。それが、入牢四日目の牢死として現実化したのである。弘前藩では、当時、足軽目付が死骸を見分することになっており、「死骸別条無之候ハ、片付（取捨）」（『国日記』元禄九年九月八日条）という一節が置かれるのが通例であるが、ここにはない。笞打・石抱などの牢問によって、喜兵衛の死骸には「別条」があつたと推定される。

\*印の7番・10番・11番・12番・25番・33番・38番・65番・71番・74番・84番・85番・87番・89番・102番・104番・106番・113番の一人は、入牢初期に死亡している。「拷問・口聞」の記載がない場合が多いが、下吟味の段階の拷問死と考えられる。

◇印の親子（47番・48番）は、『国日記』では四月三十日に牢死し、「死

骸取捨」にしたとあるのみである。町奉行の報告事務の簡便を計るため、同日死亡として報告した可能性もあるが、親子の同日の死は、拷問死の公算大であろう。また、青森牢の印の三人（30番・37番・40番）は、何れも「拷問」の記載があり拷問死であろう。元禄八・九年の弘前・青森両牢における拷問死亡率は少なくとも一八・五%以上、不明を除いて計算すれば、二六・一%以上である。拷問は自白するまで断続的に続けられるのが、江戸期の刑政における吟味の原則であり、自白せず、牢死もしなければ、原則として牢問（拷問）は継続されるのである。前述したように、狭義の拷問は、厳しい条件が付され、抑制的に運用されるよう規定されてはいるが、飢饉下の現実などを前にしては抑制の箍も緩んだと考えられる。況して、上級の統治権力が公儀としての抑制の意思を一度放棄したとあらば、その下級役人の吟味においては暴力が大手を振って踊り出すこともある。

### おわりに

本稿（上・下）は、四章にわたって、元禄八・九年飢饉下の弘前藩の牢死の実態を実証的かつ多角的に考察し、大量牢死の原因を追究した。飢饉下の弘前・青森両牢の牢死者一二四人の死亡原因の分析からは、江戸時代の吟味過程の本質的要素たる自白至上主義が格別に大きな影響力をふるい、弘前藩に限らず幕府・諸藩の宿痾ともなっていたことが推定される。一般に、江戸時代の全期にわたる牢死の多発現象は、食糧事情や牢の過剰拘禁また牢内管理体制の問題もさることながら、自白と拷問

が一体となって吟味過程を支配するあり方が、その主犯であった。そして、江戸幕藩制においては、牢死は統治術のひとつとして制度化されていたのである。

ところで、弘前藩の牢死の考察から明らかになったこと、また牢死や「御仕置」に関与した統治主体としての弘前藩当局の面相とは如何なるものであったか、以下に整理する。

①大飢饉下とはいえ、弘前牢・青森牢の総出牢者の五三・九%が死んで出牢した。それは、高い牢死亡率（三二・七%）と高い重罪者率（元禄九年弘前牢一六・七%）によるものだ。特に、弘前藩では磔刑の多用が目立ち、厳刑による領民の見懲らしは、平時の弘前藩の面相としても領民に感受されていたと考えられる。

②大飢饉下の弘前牢の混雑度をグラフ上に可視化してみた。一畳に三〜四人の過剰拘禁は想像を越えているが、弘前藩当局がどのような考えをもって対応したかは分からない。ただ弘前牢を見る限り、混雑のピークと牢死員数のピークは、シンクロナイズしている。

③弘前藩の平時の牢賄の仕組と内容は、村賄・町賄・藩による賄何れにおいても他藩と比しても大差はない。また「現物運搬」が原則であったという点は、おそらく藩当局が貸渡した後の焦げ付きをできるだけ避けたいことによると考えられる。ただ、飢饉時とはいえ、一日一人一合の給与では、近い将来の飢餓死・病死は避けられない。

④牢賄は、村や町、藩が負担するとはいえ、給与の許可は藩当局が行った。この許可制が、牢死の多発に極めて大きく影響した。月毎の「現物運搬」の可能な入牢者はともかく、「拝領（貸渡）」を願う入牢者は、藩

当局の吟味への協力を約束したうえで給与されたと考えられる。したがって、入牢者の協力内容たる有効な自白の見込みがなく、また確たる無罪の心証も得られなければ赦免出牢もなく、牢賄は給与されないか、あるいは停止されたまま牢内に放置されたと考えられる。入牢日数三〇日前後から六・七〇日前後の牢死者は、基本的には事実上の餓死刑に処せられたとも言える。しかし、それは藩当局による棍棒や太刀の圧倒的暴力による殺害ではないという意味で、見かけ上は寛大な不作為的解決策と考えられもしたのではないか。

大飢饉中とはいえ、統治の主体としての弘前藩当局の牢賄の不給与は、入牢者への慮りを著しく欠いている。そもそも元禄八年の大凶作が、弘前藩領民を大飢饉の猛威に直面させたのは、藩当局による上方借銀(金)主への引当米や家臣の知行米の上方回漕の強行、いわゆる「飢餓移出」が主たる原因だったことを忘れてはならない。領民に対する弘前藩の公儀としての公正・公平また撫民に関わる責任感の薄弱さは、具体的に経験された災厄として領民から領民へ語り伝えられ、後代まで弘前藩領民の倫理的基底層に滲透し、町や村の共同体としての面相をも規定したと考えられる。藩主信政は、元禄九年六月二日弘前に帰城している。

⑤弘前藩は、火付・火罪と生類憐み令関連の仕置については、場合によっては自分仕置権の権限外にあるとして、幕府の意向を伺っている。言わば大公儀案件として細心の注意を払って、吟味・御仕置を実行した。元禄飢饉下ではないが、本稿(上)の註記(28)で紹介した石田坂村の熊殺一件でも、撫民の配慮を欠き、領民を「生類憐み令」違反者として江戸へ送った藩の対応は、弘前藩の事大主義的な面相を語つていよ

う。

⑥弘前藩の縁座制は、厳しく行われていた。前述の火付・殺人に縁座した「女親類」は、同時期の幕府の規定では「構いなし」あるいは「奴」刑の筈だが、男子四人とともに妻子二人は牢死、妻一人は領外追放された。弘前藩の厳罰主義は縁座においても貫徹されていると言える。

## 註

(76) 「国日記」元禄十年八月二十日条に、野内町同心警固桜庭仁右衛門の牢賄が、野内村(町)中より賄われる筈だが、村(町)中が渴命の躰かつ弘前牢は遠所であるため、現物運搬は困難であり、村(町)中拝借(貸渡)になったとの記述がある。当時、弘前藩は牢賄の現物運搬を原則としていたことが伺える。野内番所の馬の通行については、『新青森市史』(資料編5近世(3)青森市史編集委員会編)三四三頁参照。

(77) 黒瀧十二郎『日本近世の法と民衆』(高科書店 一九九四年)四二頁～四四頁。差入れに関連する条項として、『御用格』(寛政本、「第十三牢屋 元禄十年六月」長谷川成一校訂、弘前市教育委員会 一九九一年)に、「牢屋<sup>正</sup>朝夕之食物之外火道具金物之類不寄何品堅不可入候、衣類其外不入して不叶物有之候ハ、可任差<sup>正</sup>凶事」とある。食物の差入れは、「衣類其外不入して不叶物」のひとつとして、指図を受けながら牢内へもたらされたと考えられる。

(78) 「国日記」元禄九年七月三十日条に「今日病死」とある。

(79) 前掲(12)参照。『御仕置裁許帳』は、「江戸牢屋入牢者の記録たる町奉行所蔵の牢帳より裁判上、後の〔例〕ともなるべき事例、九百七十餘件を選出し(略)分類編纂したもので、「掲載事件の年代(入牢の年月)は明暦三年より元禄十二年に亘つて居る。」(「序」石井良助)。



(80) 『国史大辞典』(「自白」の項 利光三津夫)。(吉川弘文館、ジャパンナレッジを使用)

(81) 瀬田勝哉「神判と検断」(『日本の社会史 第5巻 裁判と規範』(岩波書店 一九八七年) 七六頁〜八二頁)。

(82) 「6盗み」(笠松宏至) 七一頁〜八七頁(網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫『中世の罪と罰』東京大学出版会 一九八三 所収)

(83) 前掲(80)『国史大辞典』(「自白」の項 利光三津夫)。

(84) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社 初出一九六〇年) 八三三頁・八三四頁。

(85) 前掲(84)平松義郎、八三五頁〜八三七頁。また、以下のようなケーヌもあつた。「国日記」元禄九年十二月十七日条によれば、「長濱の松兵衛」は、悪事を重ね、逮捕・入牢となり吟味を受けていたが、「松兵衛儀度々口聞申候得共、徒事仕候儀無之候由申候」て、自白をとれなかつた。そこで、松兵衛兄の長濱甚左衛門方より「如何様之御仕置ニも被仰付可被下候由」の書付を「申出」させ、死罪にしたのであつた。本人の自白の代わりに、親族の許諾あるいは要請が、藩当局をして死罪に踏み切らせた。親族の申出が証明力となり得たところに、江戸期刑政の特徴が表れている。

(86) 大谷實『刑事法入門』(有斐閣 二〇一四年)一七七頁。現代の被疑者・被告人は、憲法・刑事訴訟法などにより種々保護されている。自白に関連したものだけでも、自白を強要されない権利、自白に任意性がなければその自白は証拠能力を失うこと、例えば司法警察職員の偽計などによる自白の証拠能力の否定など種々存在する。また拷問は禁止され、自己に不利な供述を強要されないという自己負罪拒否の特権や他にも令状主義や弁護人選任権とその自由交通権など被疑者の防禦活動が保障されている。これらは、日本、また世界の過去の歴史を鑑みた上の、相当に

精緻な被疑者・被告人の保護策であることは言を俟たない。

(87) 「国日記」元禄九年五月九日条では、「口上書二通差出之、主膳江達青盛之籠江入置口聞(傍点―筆者 可申旨青盛町奉行江申渡之)」とあり、文脈上「くちきかせ」と読むのが妥当であろう。また、京都六角牢に四間半×二間の十四畳の「口聞所」の存在が知られる。(瀧川政次郎『日本行刑史』青蛙房 一九六一年) 二二七頁。

(88) 前掲(84)平松義郎、七六二頁〜七七四頁。

(89) 前掲(84)平松義郎、八二九頁・八三二頁。

(90) 黒瀧十二郎『津輕藩の犯罪と刑罰』(北方新社 一九八四年)二六頁。

(91) 「公事方御定書」(徳川禁令考)別巻 石井良助編纂 創文社 一九六一年)

(92) 前掲(84)平松義郎、七九四頁〜八〇〇頁。平松は、答打・石抱・海老責を牢問、釣責のみを狭義の拷問として区分し、「海老責は使用される事の少なかった例外的な牢問であり、狭義の拷問の釣責は「文化初年以後幕末まで」「ほとんど不用に帰した」と概括している。そして、「答打、石抱だけは、頻繁ではないにしても、実際に用いられていた制度であつた」と記している。これらの平松の考察は、自ら断っているように『公事方御定書』の成立以後、主に近世後半の諸史料を使って、法制度の構造的理解を主眼にしたものであり、したがって近世前中期の史料や幕府以外の諸藩の具体的事例にはほとんど言及されていない。諸藩の刑法・刑罰が、幕府法への同一化の過程であるかどうかの議論は措くとしても、幕藩統治権力の本質的性格、また広く支配権力についての普遍的考察のためにも、近世前・中期の諸藩の刑政史を詳細に明らかにする作業は重要である。

前掲(77)黒瀧十二郎『日本近世の法と民衆』によれば、弘前藩においては、「拷問籠」での「釣責」(「国日記」天和二年九月二日条)や在

郷での「水攻」〔同〕天和三年十一月九日条)、また「多ひせめ拷問」〔同〕元禄五年十二月六日条)などの例が紹介されており(一二頁〜一四頁)、少なくとも元禄期までの弘前藩では、狭義の拷問＝「釣責」も牢問のひとつ「海老責」も実施が確認される。弘前藩の「国日記」には、他に例を見ないほど、事犯の口書が詳細に記録されている場合がある。それらを探集し、例えば「弘前藩御仕置集」(仮題)を編纂すれば、『御仕置裁許帳』並にあるいはそれ以上に斯界に資するものと考えられる。

(93) 前掲(84)平松義郎、七八〇頁。

(94) 前掲(84)平松義郎、平松八二七頁・八二八頁。

(95) 「国日記」元禄五年十一月二十九日条によれば、被疑者二人の「口聞」のため、家老三人、ほか用人・大目付・四役・目付たちが会所に出座し、「口聞者就有之会所江芦沢貞右衛門罷出」とある。芦沢貞右衛門なる者が牢問(拷問)の熟練者あるいは専任者として呼ばれたと考えられる。(96) 弘前藩の各町同心、郡奉行配下の吏員、足軽目付、目明などが逮捕・下吟味の役割を担ったと考えられるが、詳細調査が必要である。

(97) 『旧事諮問録』第一編第三回(岩波文庫 一九八六年)一三一頁・一三二頁。また、前掲(84)平松義郎、八二八頁参照。

(98) 後掲(110)参照。

(99) 前掲(6)ダニエル・V・ボツマン 八七頁〜九一頁。弘前藩は「乞食居所」として、弘前町の楢新田周辺の空地と畑をあててることを決定している(「国日記」宝永五年十月二十一日条)。

(100) 获生徂徠『政談』(岩波文庫 二〇〇八年)二四九頁〜二五二頁。

(101) 「国日記」元禄九年九月二日条。

(102) 「国日記」元禄九年八月二十二日条。

(103) 「国日記」元禄九年九月二日条。

(104) 例えば、金木村の火付・盗人は、金木村で獄門に処せられた(「国日記」

元禄八年十二月二日条)。また、弘前藩が幕府に伺いを立てた上で、火罪を執行した事例は、管見の限り、「火付次郎」の「国日記」の史料以外には見えない。

(105) 前掲(84)平松義郎、一一一〇頁。江戸期前・中期の縁坐の仕置状況については、幕府の『御仕置裁許帳』と弘前藩「国日記」の適用例を比較考察すれば益は大きいと思われる。

(106) 吉田正志『仙台藩の罪と罰』(慈学社出版 二〇一三年)。一五一頁〜一六五頁。

(107) 「国日記」元禄四年閏八月十六日条。本稿(上)(28)で註記した「石田坂事件」で主犯次兵衛(遠島)の妻・男子治郎(五才)・女子まめ(二才)が縁坐し、他の共犯二人とともに南部口追放となった。「狩場沢御境目込付添参追放申付之、右之者共歩行難成候者何之郷、而も庄屋申付馬を乗せ可申候(傍点)筆者」とあるように、被追放者のなかに歩行できない程衰弱した者がいたのである。弘前牢から宿継にて狩場沢まで護送されている。左兵衛女房も同様に護送されたのであろうか。

(108) 「国日記」元禄九年五月二十三日・「同」元禄九年五月二十七日条。「南部」―「山庄大夫」―人買いという意味連関を擬装し、「申由」という語り口で自らの流言に確からしさを与え流布させる弘前藩当局の手法は、「国日記」に頻出する。その代表例が「丹後日和」である。筆者はその初発を調査したことはないが、慢性的な飢餓状態の領民統治術の一つとして、この創作譚は幕末期まで藩当局によって頻繁に用いられた。

(109) 「国日記」元禄九年六月七日条。尚、盛岡藩では「飢饉」付、他領之ものなど入込候儀も可有之候間、先達申渡候通、他領ものハ其所承届、送を付本所へ相戻し可被申候(『盛岡藩雑書』(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編 一九九六年、元禄九年正月二十一日条)と各地の代官に複数回指示が出されている。

(110) 刑務協会『日本近世行刑史稿上』(一九四三年)、三六八頁。弘前牢の死骸の「取捨」と「片付」は、どのようになされたのか。詳細は不明だがいくつか例を示そう。「国日記」元禄七年六月六日条によれば、科人の六枚橋村茂左衛門が牢死し、「死骸獄屋之前<sup>可</sup>埋置」よう町奉行に申し渡している。また、「国日記」元禄七年三月二十九日条によれば、科人の八幡崎村庄屋九右衛門が牢死し、「一類共依願死骸被下之」た場合もある。元禄九年五月二十七日、表7-1の60番の広須村佐五兵衛子火付のさるが、三五日の入牢の末牢死した。乞食に首を切らせ埋め置かせている。

(111) 元禄八・九年飢饉時の領民の具体的様子を記した史料としては、「国日記」元禄八年十二月二十四日条の「郡奉行對馬万右衛門覚書」と添田儀左衛門の『耳目心通記』(日本庶民生活史料集成第七卷 三一書房 森嘉兵衛・谷川健一編 一九七〇年)を参照。前者は、外ヶ浜領民の深刻な飢饉の事態と緊急に必要とされる対策について、藩首脳に向けて詳細かつ具体的に訴えたものであり、元禄八・九年飢饉の記録としては、他に例を見ない程当事者として事態に踏み込んだ、言わばモニユメントと言つてよい。万右衛門は「諸人くつろき」(「国日記」元禄九年五月十八日条)をモットーに、津軽半島を奔走し、地方諸人の暮らし向きに寄り添い、場合によっては自身の「才覚」で支配下領民の夫喰米代を商人から借り受けるなど(「国日記」元禄七年四月二十八日条)、直接手をさしおのべ、また代官や下僚の面倒もよくみた郡奉行として、「国日記」に登場する吏員の中でもひとさわ異彩を放っていた。飢饉後まもなく財津久右衛門主導の検見の仕方をめぐって藩首脳と対立し閉門、さらに藩主信政の「御城御普請」計画(「国日記」宝永五年八月三日・「同」同八月十九日・「同」同十二月二日条)などをめぐる藩内対立に連座し、再度の閉門(「国日記」宝永五年十一月九日条)のうちに死去(宝永六年十

一月『平山日記』)、「父万右衛門儀閉門之内就相果候、如御定法闕所被仰付候、尤兩人共弘前被成御構候」(「国日記」宝永七年二月九日条)。万右衛門家は改易され、二人の息子丈之助・勝之助は弘前追放となった。その後、赦免や再興の話は聞かない。

凶作や不作、また戦乱によらない領民の慢性的飢饉とは、如何なる事態であるか。万右衛門は、撫民を慮ることがつゆなかつたこの時期の藩主とその取巻の下にあつて、痛々しくも「諸人くつろき」の実践(「国日記」宝永五年九月八日・「同」同九月二十四日・「同」同九月二十六日条)に務めざるをえなかつた。その強靱な倫理性に裏打ちされた批判と実行の足跡は、当時の藩政の動向と併せて「国日記」や『平山日記』等で丁寧と辿り、読み解いていくことが俟たれる。一人の郡奉行の目から見たフロンティア津軽の元禄時代は、今までとは趣の違う光景を見せてくれる可能性がある。(『平山日記』みちのく双書第二十二集 青森県文化財保護協会編集兼発行人 一九七九年 一五五頁・一七八頁、『元禄日記』みちのく叢書第一巻 青森県文化財保護協会編 一九八三年 一一七頁・一一九頁、浪川健治「宝永期藩政の位置づけについて」桜庭太郎左衛門『建白書』の検討) 弘前大学國史研究88 一九九〇年、拙稿「弘前藩における元禄八・九年飢饉の諸相(1)」『北奥文化』第39号 二〇一八年 「郡奉行對馬万右衛門覚書」の翻刻文を掲載)

(112) 元禄九年一月「盜賊改」が設置され、岡半兵衛・溝江兵左衛門・唐牛十郎右衛門が任命され、元禄九年一月二十八日に三人は「火廻り常役」も勤めることになった。

(113) 前掲(111)『耳目心通記』では、「三十二人からめさせ、則籠屋へ被遣しなり。其外町々にて五人七人或は在々よりもからめ取て、弘前へ引出す事は日々夜々のことくなり。或は打た、きて追放し、或は突ころし、切殺したるも多かりしなり。」と記されている。

(114) この場合における「御近習小姓」の役割は何であったか不明である。

(115) 「国日記」元禄九年九月十九日条。訴人は同囚の者たちの攻撃の手から保護するために出牢させる必要がある。ところで、糠坪村庄屋所へ盗みに誘った張本人のひとりである孫右衛門は、訴人して、時を隔てず目明に起用されている。弘前藩の目明は、町奉行支配であり、複数人存在した。目明庄左衛門は、切米三十俵、孫右衛門や半四郎は、町賄を受けており、屋敷も下賜されている。ただ目明源十郎のように、領民に偽って盗人の罪を申掛け、反物を取り上げた科で入牢するなど悪事に及ぶ者も存在した（「国日記」元禄十二年五月二十三日条）。

(116) 「国日記」元禄九年九月十九日条。

(117) 前掲(40)『解題書目第二十集・松井四郎兵衛留書』（青森県立図書館一九九一年）によれば、石渡茶屋町住人は舟渡役を務め町役を免除されていた。石渡は、岩木川左岸の渡船場であり、歩行橋が架けられていた。藩の御蔵や臨時の非人小屋がおかれ、川原では相撲・芝居が興行されるなど、弘前城下と鯉ヶ沢や広須新田などを繋ぐ往還の衝にあたる。

(118) 「国日記」元禄九年九月八日条。

(119) 御救収納糶と自分の悪糶を取り替えた濱田村庄屋一件（「国日記」元禄九年二月十日条）、新城村への御救糶を運搬中、畑中村百姓が糶と取り替え、統人出でず庄屋が入牢した一件（「同」元禄九年二月二十日条）、尾別村庄屋が餓死の百姓へ御救米を申し立てなかった不届一件（「同」元禄九年十一月十日条）。

(120) 本稿（上）「三、牢賄と経費負担者」において、「御仕置入牢者」、つまり刑罰として入牢させられている者が藩の公費で牢賄がなされるケースがあることを紹介したが、弘前藩では該当する史料は見出せない。

(121) 前掲(117)によれば、町同心は、弘前「組町同心」として二番組に組織され、町同心警固が七人、同心が二六人、町目付が二人任じられていた。

(122) 浪川健治「津軽藩政の展開と飢饉―特に元禄八年飢饉をめぐって―」

（『歴史』52 一九七五年）、長谷川成一『弘前藩』（吉川弘文館 二〇〇四年）一一六頁。

【付記】本稿を成すにあたって、史料の閲覧・利用につき弘前市立弘前図書館にご協力を戴いた。また調査室の皆様、特に福井敏隆氏には懇切なレファレンスと弘前藩に関する種々の情報を提供かつ啓蒙していただき、記して感謝申し上げます。

尚、第145号掲載の本稿（上）5頁上段4行目『総出牢者』から差引き」は削除、14頁下段19行目「金木組」は、「飯詰組」が正しく、20行目「遠慮」は、「遠慮のち閉門」が正しい。勘違い・誤りについては、読者諸氏の御指摘を乞うとともに、ご寛恕を願うばかりである。

（たてやま・まこと 弘前大学国史研究会会員）